



【表紙】
【提出書類】 変更報告書 No. 1
【根拠条文】 法第 27 条の 26 第 2 項に基づく報告書
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 弁護士 今津 幸子
【住所又は本店所在地】 東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【報告義務発生日】 平成 18 年 9 月 30 日
【提出日】 平成 18 年 10 月 13 日
【提出者及び共同保有者の
総数 (名)】 2 名
【提出形態】 連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ビーマップ
会社コード	4316
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	大阪
本店所在地	〒112-0001 東京都文京区白山 5-1-3

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ（ヨーロッパ）リミテッド (Credit Suisse Securities (Europe) Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和41年11月9日
代表者氏名	ポール・ヘーア
代表者役職	会社秘書役
事業内容	国際有価証券引受・取引業務、コーポレート・ファイナンス業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定で国内の有価証券を貸借している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	1,470		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 1,470	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 1,470		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年9月30日現在)	Q 31,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	4.64%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	2.53%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。その主な相手先は、機関投資家およびグループ会社(クレディ・スイス・セキュリティーズ(ユーエスエー)エルエルシー)である。

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）/2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー））
氏名又は名称	クレディ・スイス・セキュリティーズ（ユーエスエー）エルエルシー （Credit Suisse Securities (USA) LLC）
住所又は本店所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー11
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成14年12月19日
代表者氏名	コリーン・グラハム
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	投資銀行業務および証券業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定で国内の有価証券を貸借している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	1,410		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 1,410	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 1,410		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年9月30日現在)	Q 31,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	4.46%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	2.53%

(4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。その主な相手先は、グループ会社(クレディ・スイス・セキュリティーズ(ヨーロッパ)リミテッド)である。

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド
 (2) クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエー) エルエルシー

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	2,880		
新株予約権証券(株)	A	—	F
新株予約権付社債券(株)	B	—	G
対象有価証券 カバードワラント	C		H
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		I
対象有価証券償還社債	E		J
合計(株)	K 2,880	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 2,880		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年9月30日現在)	Q 31,647
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	9.10%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.06%



POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Securities (Europe) Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at One Cabot Square, London E14 4QJ (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed as a Deed this 3rd day of April 2006.

Credit Suisse Securities (Europe) Limited

.....
Authorised Signatory

Paul Hare
Company Secretary

.....
Authorised Signatory

Chris Chapman
Vice President

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェアに有するクレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッパ) リミテッド (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス証券株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2006年4月3日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

ポール・ヘーア
会社秘書役

クリス・チャップマン
ヴァイス・プレジデント

委 任 状

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社関連会社（以下「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任します。

記

1. 証券取引法第二章の三に基づき関連会社が提出すべき大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書（以下「報告書」という。）並びに基準日の届出書及び変更の届出書を、関連会社のために作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを、関連会社が法令に基づき送付すべき発行会社、及び関連証券取引所又は日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

平成18年7月12日

東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長 郭 宝 樹





添付書類 A

法人名	住所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8番地
クレディ・スイス・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロ ッパ) リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス (ホンコン) リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および 46階
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエ ー) エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス・キャピタル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 23番7号
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス (イタリア) エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー (リヒテンシュタイン)	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
シーエスピービー・ノントラディショナル・インベ ストメンツ・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー シャーレイ・アンド・シ ャーロット・ストリート ザ・バハマフィナンシ ヤルセンター 3階

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Securities (USA) LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America with its principal office at 11 Madison Avenue, New York, United States of America (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

This Power of Attorney shall be governed under the laws of the State of New York.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 1st day of April 2006.

Credit Suisse Securities (USA) LLC



Name: Colleen Graham
Title: Managing Director

(訳文)

委任状

米国デラウェア州法に基づき設立され存続し、本店を米国ニューヨーク州、ニューヨーク マジソン・アベニュー11に有するリミテッド・ライアビリティー・カンパニーであるクレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエー) エルエルシー (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス証券株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の修正、補遺または変更の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

本委任状はニューヨーク州法に準拠する。

上記の証として、当社は、2006年4月1日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエー) エルエルシー

コリーン・グラハム
マネージング・ディレクター

委 任 状

クレディ・スイス証券株式会社（以下「当社」という。）は、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社関連会社（以下「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任します。

記

1. 証券取引法第二章の三に基づき関連会社が提出すべき大量保有報告書、変更報告書及び訂正報告書（以下「報告書」という。）並びに基準日の届出書及び変更の届出書を、関連会社のために作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを、関連会社が法令に基づき送付すべき発行会社、及び関連証券取引所又は日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

平成 18 年 7 月 12 日

東京都港区六本木一丁目6番1号
泉ガーデンタワー

クレディ・スイス証券株式会社

代表取締役社長 郭 宝 樹





添付書類 A

法人名	住 所
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8番地
クレディ・スイス・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ヨーロッ パ) リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス (ホンコン) リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ワー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・セキュリティーズ (ユーエスエ ー) エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス・キャピタル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 1 1
クレディ・スイス生命保険株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス (イタリア) エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ パーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージェンシー (リヒテンシュタイン)	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
ジェイオー ハンプロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
シーエスビービー・ノントラディショナル・インベ ストメンツ・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー シャーレイ・アンド・シ ャーロット・ストリート ザ・バハマフィナンシ ャルセンター 3 階